

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	秋田県立衛生看護学院
設置者名	秋田県

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
専門課程	看護科(3年課程)	夜・通信	21単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページに掲載し公表 ( <a href="https://www.pref.akita.lg.jp/kangaku/">https://www.pref.akita.lg.jp/kangaku/</a> )
------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	秋田県立衛生看護学院
設置者名	秋田県

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	秋田県立衛生看護学院学校関係者評価委員会
役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校が教員、学生を対象に実施した自己点検・自己評価の結果に対して検証し、結果を踏まえた今後の改善策について提言する。</li> <li>・評価項目は教育課程、教育活動、学校運営、教育環境、学生支援、学修成果、社会貢献である。</li> <li>・学校運営、学校の重点目標についても提言する。</li> </ul>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
病院看護部長	2025. 4. 1 ～2027. 3. 31	実習施設の職員
市職員（保健師）	2025. 4. 1 ～2027. 3. 31	卒業生
病院職員（助産師）	2025. 4. 1 ～2027. 3. 31	卒業生
病院職員（看護師）	2025. 4. 1 ～2027. 3. 31	卒業生
県立高等学校長	2025. 4. 1 ～2027. 3. 31	在校生の主な出身高校教員
前秋田県看護協会役員	2025. 4. 1 ～2027. 3. 31	看護教育に知見を有する者
民間法人	2025. 4. 1 ～2027. 3. 31	学校所在地の地域代表
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	秋田県立衛生看護学院
設置者名	秋田県

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。																
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)																
<ul style="list-style-type: none"> <li>・シラバスは、毎年、授業科目(臨地実習含む)の担当教員が作成し、計画書のほかに、教育理念、教育目的、教育目標、学年目的や年間行事、教育課程の進行計画を掲載したものを冊子にして学生に配布している。</li> <li>また、授業科目が属する分野(基礎、専門基礎、専門)、学修する学年、時期(前期・後期)がわかるように一覧にし、掲載している。</li> <li>・授業科目の計画書には、科目名、担当する教員、教員の所属、履修目的、授業形式、成績評価の基準、使用する教科書や参考図書、授業計画(回数、内容)を掲載している。実務経験のある教員が担当する科目にはその旨を明記している。</li> <li>・シラバスは、年度当初学生に配布し、使用方法等をオリエンテーションするとともに、初回の授業では内容を学生と確認するようにしている。</li> </ul>																
授業計画書の公表方法	ホームページに掲載し公表 ( <a href="https://www.pref.akita.lg.jp/kangaku/">https://www.pref.akita.lg.jp/kangaku/</a> )															
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。																
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)																
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学修の評価については、「学則」、「学修の評価及び卒業の認定等に関する規程」で定めている。その内容は、学生便覧に掲載し、年度当初学生に配布、オリエンテーションをしている。</li> <li>・「学修の評価及び卒業の認定等に関する規程」には、授業科目の試験、試験の受験資格、成績評価、単位の認定、不正行為について規定されている。</li> <li>・試験は、筆記、口述、レポート、論文、実技等によるもので、担当教員が決める。</li> <li>・受験資格として、当該科目の3分の2以上の出席を必要とする。</li> <li>・成績評価は次のとおりである。</li> </ul>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>点数</td> <td>80点以上</td> <td>70~79点</td> <td>60~69点</td> <td>60点未満</td> </tr> <tr> <td>合否</td> <td>合格</td> <td>合格</td> <td>合格</td> <td>不合格</td> </tr> </tbody> </table>		評価	A	B	C	D	点数	80点以上	70~79点	60~69点	60点未満	合否	合格	合格	合格	不合格
評価	A	B	C	D												
点数	80点以上	70~79点	60~69点	60点未満												
合否	合格	合格	合格	不合格												
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不合格の場合は、再試験を行う。</li> <li>・成績評価により合格した学生に対し、単位認定会議(前期・後期の年2回)を経て、単位を認定する。</li> <li>・臨地実習についても同様である。</li> </ul>																

<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成績評価については、客観的な指標として、履修科目の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出する(100点満点で点数化)。</li> <li>・具体的な成績分布については資料参照</li> </ul>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>ホームページに掲載し公表 (<a href="https://www.pref.akita.lg.jp/kangaku/">https://www.pref.akita.lg.jp/kangaku/</a>)</p>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業認定に関しては、「学則」、「学修の評価及び卒業の認定等に関する規程」で定めている。</li> <li>・卒業認定に関する規程は、学生便覧に掲載し、学生に配布し、入学時、進級時オリエンテーションを実施している。</li> <li>・卒業の認定は、必要な単位数の取得、出席日数(出席すべき日数の3分の2以上)を満たした学生に対し、認定している。</li> <li>・卒業認定は、国家試験受験資格に関わるため、国家試験前の2月に会議を実施し、学生の単位取得、出席日数状況を確認し認定している。</li> </ul>	
<p>卒業の認定に関する方針の公表方法</p>	<p>ホームページに掲載し公表 (<a href="https://www.pref.akita.lg.jp/kangaku/">https://www.pref.akita.lg.jp/kangaku/</a>)</p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	秋田県立衛生看護学院
設置者名	秋田県

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士	
医療分野		専門課程	看護科（3年課程）	○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類			
			講義	演習	実習	実験
3年	昼	107 単位	84 単位		23 単位	
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
120人		116人	人	9人	124人	133人
カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）						
（概要） ・授業内容は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則、国家試験出題基準、卒業時の達成目標に合わせ、漏れのないよう厳選している。授業計画は順序性も十分に考慮し、3年間を見通し組み立てられたものである。 ・授業方法は、講義だけではなく看護技術の習得のため、演習も実施し、習得できるようにしている。						
成績評価の基準・方法						
（概要） ・成績評価については、「学則」、「学修の評価及び卒業の認定等に関する規程」で定めている。 ・成績評価の基準等						
評価	A	B	C	D		
点数	80点以上	70～79点	60～69点	60点未満		
合否	合格	合格	合格	不合格		
・不合格の場合は再試験（1回限り）を行う。 ・合格した学生は、単位を認定される。						

<ul style="list-style-type: none"> <li>・成績評価の方法は、授業計画に記載し、学生に説明している。</li> <li>・試験は、筆記、口述、レポート、実技等によって行われ、出席状況、授業態度も総合的に評価される。</li> </ul>
卒業・進級の認定基準
<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業・進級の認定に関しては、「学則」、「学修の評価及び卒業の認定等に関する規程」で定められている。</li> <li>・卒業に必要な所定の107単位を修得し、かつ出席すべき日数の3分の2以上の出席日数を満たした学生が卒業の認定を受けることができる。</li> <li>・卒業認定は、卒業認定会議を経て決定する。</li> <li>・進級に関しては、その学年で取得すべき単位を修得し、単位認定会議（前期・後期の2回）を経て、認定され、進級となる。</li> </ul>
学修支援等
<p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学時及び進級時、ガイダンスを実施し、目的達成のための学習方法等、学習意欲が高められるよう、動機付けを行うだけでなく、生活面や健康面などへの配慮もし、学校生活に早く慣れるよう丁寧に指導している。</li> <li>・定期的に個別面接を実施し、学習状況や生活状況等での悩みなどへの助言や支援をしている。</li> <li>・図書室は、実習終了後にも利用できるよう、19:15まで開室している。また司書を配置し、必要な図書の助言をしている。図書室には、インターネットの利用が可能なパソコンを設置し、文献検索もできるようにしている。</li> <li>・看護技術の習得や学修のため、放課後のほか休日（土曜日）も利用できるようにしている。</li> <li>・国家試験対策には、1年次から模擬試験を実施し、その都度振り返りをし、指導している。3年次には小グループ制、マンツーマンでの学修指導をしている。</li> <li>・スクールカウンセラーを配置し、月2回のカウンセラーの日を設け、心身共に学修に専念できるよう相談機能の充実も図っている。</li> </ul>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
34人 (100%)	8人 (23.5%)	26人 (76.5%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 県内病院（大学医学部附属病院、厚生連病院、公立病院 等）			
(就職指導内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>・1年次から就職説明会の情報提供やインターンシップへの参加を促している。</li> <li>・2年次には就職ガイダンスを実施し、さらに就職への意識づけをしている。</li> <li>・業者による面接や履歴書等の書き方などガイダンスも実施している。</li> <li>・進路に関する面接、相談、求人情報に関する掲示、就職試験の面接や出願書類の記載の指導を実施し、支援している。</li> </ul>			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師国家資格の受験取得、大学への編入、保健師・助産師学校の受験資格			

(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
112 人	1 人	0.9%
(中途退学の主な理由) 進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) 定期及び随時の個別面接、スクールカウンセラーの配置、学修指導 など		

②学校単位の情報

a) 「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護科	6,650 円	130,800 円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページで公表 ( <a href="https://www.pref.akita.lg.jp/kangaku/">https://www.pref.akita.lg.jp/kangaku/</a> ) 学内にも掲示している。		
第三者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校関係者評価委員会は実習施設職員、卒業生、在校生の出身高校教員、看護教育に知見を有する者、地域代表の7名で構成される。</li> <li>・委員会は年1回開催する。</li> <li>・自己点検・自己評価結果に対する検証及び結果を踏まえた今後の改善策、学校の重点目標や学校運営について提言してもらう。</li> </ul>		
第三者評価の委員		
所属	任期	種別
病院	2025.4.1～2027.3.31	主な実習施設職員
市役所	2025.4.1～2027.3.31	卒業生 (保健師)
病院	2025.4.1～2027.3.31	卒業生 (助産師)
病院	2025.4.1～2027.3.31	卒業生 (看護師)
県立高等学校	2025.4.1～2027.3.31	在校生の主な出身高校教員
在宅	2025.4.1～2027.3.31	看護教育に知見を有する者
民間法人	2025.4.1～2027.3.31	地域代表
第三者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ホームページで公表 ( <a href="https://www.pref.akita.lg.jp/kangaku/">https://www.pref.akita.lg.jp/kangaku/</a> )		
(備考)		
第三者評価は未実施		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) ( <a href="https://www.pref.akita.lg.jp/kangaku/">https://www.pref.akita.lg.jp/kangaku/</a> )
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H105220300026
学校名 (〇〇大学 等)	秋田県立衛生看護学院
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	秋田県

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生 (内数) ※家計急変による者を除く。		37人 (24)人	32人 (20)人	37人 (25)人
内 訳	第Ⅰ区分	7人	6人	
	(うち多子世帯)	(2人)	(2人)	
	第Ⅱ区分	2人	5人	
	(うち多子世帯)	(1人)	(1人)	
	第Ⅲ区分	8人	5人	
	(うち多子世帯)	(1人)	(1人)	
	第Ⅳ区分 (理工農)	0人	0人	
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	13人	9人	
	区分外 (多子世帯)	7人	7人	
家計急変による 支援対象者 (年間)				0人 ( )人
合計 (年間)				37人 (25)人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間	0人
前半期	人
後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	0人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。





